

令和4年8月10日
福祉部高齢福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所が休業した場合の報酬算定について

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業所（通所型Cを除く）が自主的に休業した場合は、月額報酬となっているサービス費について、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、休業期間分は日割り計算を行います。

日割り計算の方法は、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間を差し引いた日数分について請求します。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わないこととし、振替等の方法により月の利用予定回数が確保された場合についても日割り計算は行わないこととします。

【参考】

- 令和2年3月6日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）問4」
- 令和元年10月15日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて 2. (3)」

※ 本加算の具体的な基準については、他の保険者の取扱いも参考に、八戸市で独自で設定したものであり、保険者により相違がある場合があります。

※ 今後、厚生労働省から発出される通知により取扱いに変更が生じる場合がありますのでご留意ください。